

いしのまき

6.15

JUNE.2017

平成29年6月15日号
No.217(6月15日発行)

主な内容

- P2・3……NPOの活動ってどんなこと
- P4・5……石巻市の復興まちづくり
- P6～8……震災復興情報、お知らせ



干潟の周辺部から一斉に作業



かごはすぐにアサリでいっぱいに

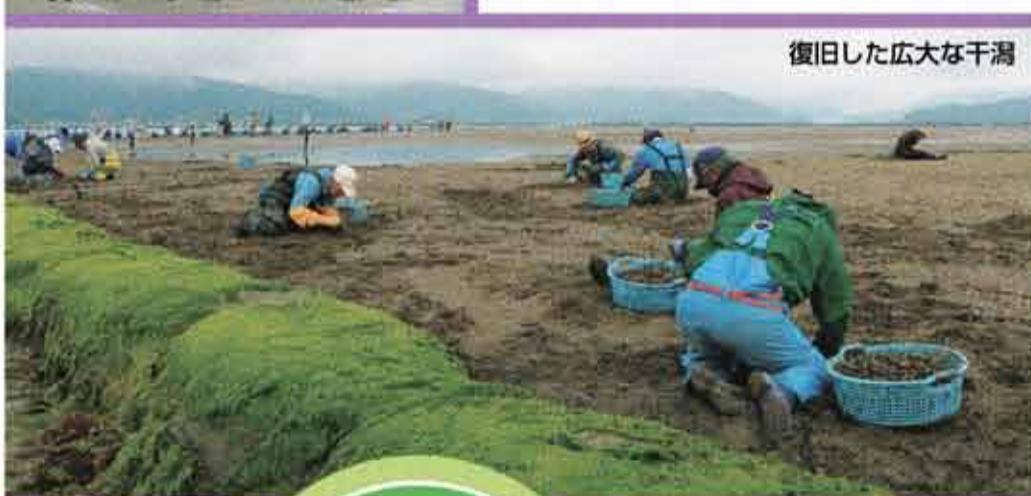


海水で砂を洗い落としてから船に積む

万石浦産アサリ、7年ぶりに水揚げ 震災で壊滅の干潟、復旧事業で再生

東日本大震災の大津波と地盤沈下で消滅した万石浦の干潟の一部が、水産庁の補助事業で再生されました。県漁協石巻支所がアサリ漁場として管理する「万石浦新干潟」(約3.8ヘクタール)では5月26日(金)から3日間、7年ぶりに水揚げ(開口)が行われました。組合員・准組合員約100人が出て熊手で砂をかき、3センチほどに育ったアサリを掘り起こしていました。待望の水揚げに、組合員らは笑顔で会話を弾ませながら作業をしていました。

万石浦の干潟再生事業は、石巻湾支所分のほか、県漁協石巻地区支所管理分約2.8ヘクタール、同女川支所分約1ヘクタールが平成28年度までに完成しました。石巻湾支所は資源回復のため、万石浦で生き残ったアサリから人工採苗して中間育成、放流してきました。同支所は今回の水揚げ再開を機に、「万石浦産アサリ」としてブランド化していく方針です。しかし、大浜の潮干狩り場は復活の見通しは立っていません。



復旧した広大な干潟



笑顔で会話しながらアサリを掘り起こす漁業者



石巻市イメージキャラクター



日頃から 家族で話す 避難場所
石巻小学校2年 松本 莉乙那

問 学校安全推進課(内線5082)

平成28年度石巻市学校防災推進会議

地域課題
解決へ

NPOの活動ってどんなんこと?

NPO=Non-Profit Organization

直訳すると「非営利組織」となりますが、意味を正確に伝えるためには、「民間非営利組織」とするのが一般的です。

NPOは…

- 地域が抱える課題の解決や社会的に不足しているサービスの充足といった目的達成のため、さまざまな活動を行う団体や事業体です。広く社会一般の利益のために活動することで、一般企業や行政が扱いにくい社会サービスの要求に応えることができます。
- 収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益を構成員に分配せず、さまざまな社会貢献活動に充てることとなります。
- 平成7年に発生した阪神・淡路大震災の時に、全国から多くの個人ボランティアが集まり、被災者支援に活躍したことが契機となり、ボランティア団体や公益市民団体の活動を促進するために「特定非営利活動促進法(通称NPO法)」が平成10年に制定され、その後の日本社会におけるNPOの活躍が期待されました。
- このコーナーで取り上げる「NPO」には特定非営利活動法人のみならず、一般社団法人(一社)、公益社団法人(公社)や公益財団法人(公財)、また公益性のある任意団体も含めます。

石巻市では…

- 東日本大震災後、阪神・淡路大震災同様、全国から多くの支援者が駆けつけました。阪神・淡路との違いは、個人ボランティア以上にNPOなどの団体メンバーとして多くの方が被災地支援を行ったことでしょう。それぞれの団体が自分たちの持つスキル、ノウハウを生かして、市の復旧・復興に主体的に関わりました。
- 震災から6年以上経過し、多くの団体の活動が被災者支援から地域の課題解決にシフトしています。例えば、被災後に起きた地域コミュニティの分散や応急仮設住宅での課題などが大きく報道されたことで、今まで見えにくかった地域課題を「自分たちの問題」として捉え、自ら解決していく機運が生まれたように感じます。
- そのような流れの中で、NPOが行政や企業と協力しながら解決策を模索する動きが出てきています。

NPO活性化の推移

1995 阪神・淡路大震災 個人ボランティアが活躍

全国から多くの個人ボランティアが集まり、被災者支援に活躍したことから「ボランティア元年」とも呼ばれています。しかし、個々人の活動では限界があることも明らかになりました。

1998 特定非営利活動促進法施行 NPO法人数(全国) 23
団体としての公益活動の推進

ボランティア団体や市民活動団体の活動を促進するために制定され、その後の日本社会におけるNPOの活躍が期待されました。特定非営利活動法人(NPO法人)の設立と運営などについて定義されています。

2002 石巻市NPO支援オフィス開設

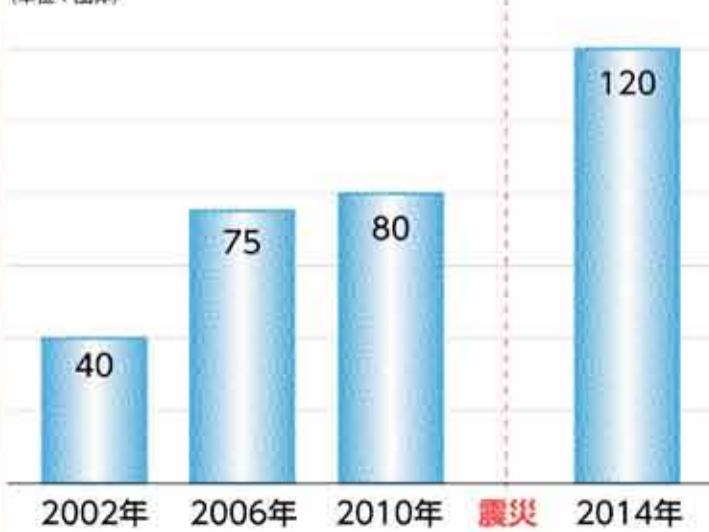
NPOなどの市民活動団体への支援拠点として設置しました。会議室の使用(団体登録必要)や団体の設立、運営に関する相談ができます。

2011 東日本大震災

NPO法人数(全国) 45,138
(宮城県) 599
広範囲の被災地でNPOなど支援団体が活躍

被害が広域に拡散したこともあり、行政のみで復旧・復興を担うことに限界があったため、NPOなどの民間の力が活躍しました。

(単位: 団体)



石巻市NPO支援オフィス登録団体数

NPO法人を立ち上げるまで

1 地域のニーズを知る

地域にはたくさんの課題が存在することを知る
課題解決のため行われている取り組みを知る

2 仲間を集める

組織づくりは仲間集めから
活動を行うために必要な人・組織運営のために必要な人・組織を支援してくれる人を集める

3 活動の目標

団体のミッション(使命)は何か、を仲間と共有する
ビジョン(団体の未来像)・バリュー(団体の価値観)も考える

4 活動の内容

具体的な活動計画を考える
必要な資源(人・ネットワーク)を洗い出す

5 組織の形態

法人格を取得する必要があるかを考える
法人種別(NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人など)を考える

6 法人設立

設立発起人(会)・設立総会・設立認証申請書類作成・登記

※ 団体設立についての詳細は、「石巻市NPO支援オフィス」まで問い合わせください。

NPOの信頼、責任とは？

行政だけでなく多くの市民からの信頼を得る必要があります。NPO、社団、財団に関わらず法人格を持つ団体は、自主的な情報公開により人や組織が開かれていることが求められます。団体が自らの情報を公開することにより、利用者や利害関係者そして支援者などがNPOの活動をチェックできるという趣旨で、市民がNPOを育てていくという考え方によるものです。

行政との協働

近年、NPOと行政との協働に対する関心が高まっています。市民が公共政策に関与する機会(公募委員やパブリックコメント)が増えたことや、社会がより複雑化、高度化することで人々のニーズが多様化したこと、そしてNPOが社会の中で一定の影響力を持つようになってきたことなどが背景にあります。さらに、地方への権限移譲や地方創生の流れも、行政とNPOの協働の促進につながっています。

専門性の高いNPOと協働することにより、行政機関の業務の効率化を図り、よりきめ細やかなサービスの提供も可能となります。自治体からの事業委託や助成により、NPOが現場の担い手となる事例も全国で数多く見受けられます。

石巻市地域づくり基金事業助成金 公開プレゼンテーション

協働のまちづくりの推進や地域の活性化のため、地域住民が行う自主的な活動を支援していくことを目的に平成17年度から助成金の交付を行っています。

5月13日、市役所庁議室で、平成29年度の申請団体による「公開プレゼンテーション」が行われました。19団体が各4分の持ち時間で、それぞれの活動や事業にかける思いを発表しました。公益性、適時・創造性、成長性、実現性などを基準に審査され、15団体が採択、1団体が条件付きで採択されました。



石巻市の復興 まちづくり (第57回)

かわとまちをつなぎ、中心市街地のにぎわいを生み出す かわまち交流拠点整備事業



中央地区の川沿いエリアにおいて 中心市街地のにぎわい創出や交流拠点となる“かわまちづくり”を目指し、河川堤防と商業施設・公共施設が一体となった空間整備を実施しています。

地元の生鮮食品を購入・飲食できる「いしのまき元気いちば」、市民・観光客の交流拠点となる「(仮称)かわまち交流センター」、「(仮称)かわまち立体駐車場・バス駐車場」などが整備されます。

「いしのまき元気いちば」が6月30日(金)にオープンします。

<施設概要> 木造一部2階建て

- 1F 鮮魚販売コーナー
- 水産加工品・物産販売コーナー
- 農産品販売コーナー
- 三陸地域特産品コーナー
- 震災復興応援地域特産品販売コーナー
- パンコーナー

2F フードコート約140席 レストラン・カフェ

オープン当日限定!

松川横丁、COMICHI 石巻、橋通り
オープニングイベント開催決定!



売り場イメージ



レストラン



外観

このコーナーは、今後の復興まちづくりに関する情報をお知らせします。
今回は、中心市街地に整備する「かわまち交流拠点」について紹介します。

現在計画中の各種施設

(仮称) かわまち交流センター

交流人口の増加やにぎわいの創出による
中心市街地の活性化を図ることを目的に、市
民や観光客が集まる憩いの場を提供します。

《主な機能》

- ・インフォメーションスペース
(観光・地域情報)
- ・市民交流ホール
(各種活動・セミナー・会合など)
- ・キッチンスペース
(食を通じた交流活動)
- ・サロンスペース
(カフェコーナー併設の憩いの場)



整備イメージ

(仮称) かわまち立体駐車場・バス駐車場

かわまち交流拠点を含めた中心市街地および周
辺地域に、乗用車や観光バスなどで来訪する市民
や観光客のための駐車場を整備します。

- ・立体駐車場：219台
- ・バス駐車場：5台

※駐輪場の他、トイレも併設します。



整備イメージ

交通広場

路線バスなどの発着
のためのロータリーを
整備します。



整備イメージ

堤防一体空間

堤防天端と施設2階が接することで、かわとま
ちをつなぐ親水空間として、一体的に整備します。
平成30年度内の完成を目指します。



整備イメージ

震災復興情報



募集

市営住宅(仮設住宅入居者優先住戸) 予備登録兼入居申し込み

応急仮設住宅入居の方々を対象に、市営住宅の予備登録兼入居申し込みの受け付けを行います。早めの登録をお願いします。

対象 応急仮設住宅入居者

※復興公営住宅に事前登録している方は申し込みできません。また、申し込みには収入要件などの条件があります。

申込方法 申込書に必要事項を記入の上、郵送してください。

申込書配布期間 6月15日(木)～30日(金)(土日を除く)

申込書配布場所 市役所5階住宅管理課

申込期間 6月15日(木)～30日(金)(当日消印有効)※申込多数の場合は抽選

登録できる住宅 水押、万石浦、鹿妻、稻井などの市営住宅

※詳しくは申込書に同封の資料をご覧ください。

問い合わせ ☎986-8501(住所不要) 住宅管理課(内線5753)

お知らせ

復興特区による税制優遇制度

復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。

対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税減免などの特例を受けることができますので、ぜひ、活用ください。

※特例を受けるためには、市または県からの指定および事業実施状況の認定が必要です。特区の認定日以降で前年度以前に取得した対象資産は、指定後に確定した分の地方税のみ免除を受けられます。

	特区の名称(認定日)	対象区域	対象業種
復興特区の種類	石巻まちなか再生特区 (平成24年3月23日)	中央、中瀬、立町、千石町、鈎 銭場、穀町、日和が丘一丁目 の一部、住吉町一丁目の一部	医療業、商業、宿泊業、飲食 業、ICT関連産業、新エネル ギー関連産業など
	愛ランド特区 (平成24年7月27日) ※平成24年9月28日変更	田代、渡波、荻浜、雄勝、北上、 牡鹿の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新工 エネルギー関連産業など
	ものづくり特区 (平成24年2月9日) ※平成26年2月28日、 平成27年4月27日変更	用途地域における「工業専用 地域」、「工業地域」、「準工業 地域」のうち既存居住地域を 除く地域などの一部	自動車や高度電子機械、食 料品などの製造関連産業
	IT特区 (平成24年6月12日)	中央、門脇町、羽黒町、山下・ 大街道、湊、中里、開成、蛇田 の各地区の一部	情報サービス関連産業
	農業特区 (平成24年9月28日)	渡波、稲井、蛇田、河北、河南、 北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食料品製造 業、宿泊業、飲食業など
税制特例の内容	①新規立地法人優遇税制 新設の法人が指定後5年間法人税の課税を繰り延べ ②新規取得設備の特別償却又は税額控除 新規取得等した建物・機械などについて、特別償却または税額控除 ③被災雇用者給与の特別控除 被災雇用者などに対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度に5年間税額控除 ④研究開発設備の特別償却と税額控除 開発・研究を目的とする新規取得資産について、特別償却と併せて税額控除 ⑤地方税の特例 ①、②、④の特例を受けた場合、固定資産税などの減免を最大5年間受けられます。 ※①～③は、各年度でいずれか一つの選択適用となります。④は併用することができます。		

問い合わせ 商工課(内線3525)

募集

創業開成塾基本セミナー (ベーシック・コース)

創業を目指している方、創業後間もない方(おおむね3年以内)を対象とするセミナーです。

と き 7月29日(土)、8月5日(土)、19日(土)、26日(土)、9月2日(土)
午前10時～午後4時(全5回)

と こ ろ 石巻ルネッサンス館1階アドバイザールーム(開成1-35)

講 師 (有)まる進 代表取締役 中小企業診断士 渡辺 進也
(同)タスクマネジメント 代表社員 中小企業診断士 鈴木 たすく

植松診断士事務所 代表 中小企業診断士 植松 正人

定 員 15人〔先着〕

申込方法 石巻産業創造(株)ホームページの専用メールフォーム、電話またはFAXで申し込みください。

問い合わせ 「I-Biz」ISSビジネスサポートセンター(石巻産業創造内)

☎98-8782・FAX93-9397

URL <http://www.iss-net.jp/>

問い合わせ 市産業推進課(内線3547)

お知らせ

市中小企業復旧支援事業の補助金 1回目の申請を受け付けます

震災により直接被害を受けた中小企業者を支援するため、被災した施設などの復旧に要する経費の一部を補助します。

対象者

- ①震災時市内で事業を営んでいた方(個人事業者にあっては、震災時に市内に居住していた方)で、市内で事業を再開または継続する方
- ※対象とならない業種もあります。
- ②施設が大規模半壊以上の被害を受けた方
- ③市税および国民健康保険税に未納がない方
- ④施設などの復旧に係る国・県などの補助金を受けていない方
- ⑤平成30年3月31日(土)までに復旧を完了し、実績報告を提出できる方(すでに復旧を終えている場合も可)

※すでに同制度を利用されている方は、対象外となります。

補助金額など

施設などの復旧に要した経費(税抜で20万円以上)の2分の1以内(限度額100万円)

補助金交付の申請は、1事業者につき1施設に係るもののみとなります。

(例えばアパートなどを複数棟所有している場合でも、申請は1棟のみとなります)

受付期間

6月19日(月)～30日(金)(土日を除く)

※補助金交付額が上限に達した場合は受け付けを終了します。

問い合わせ 商工課(内線3525)

お知らせ

中小企業者向け事業復旧支援補助金 県への申請を受け付けます

震災で大きな被害を受けた中小企業者の施設(工場、店舗、観光施設など)および設備の復旧に要する経費を補助します。

対象者

施設・設備に一定の被害を受けた中小企業者で、県内で復旧する①製造業を営む方②商業サービス業を営む方③観光業を営む方

対象経費

施設・設備の復旧に要する経費

補助率・補助限度額

①製造業 2分の1以内・100万円～1,000万円

②商業サービス業 全壊の場合は45%以内・90万円～270万円

大規模半壊の場合は35%以内・70万円～210万円

③観光業 2分の1以内・100万円～1,000万円

※補助対象経費が200万円を下回った場合は補助の対象外となります。

※国・県の震災関連の補助金および市中小企業復旧支援事業補助金との重複交付はできませんのでご注意ください。

申請期限

7月14日(金)

問い合わせ 県東部地方振興事務所 ☎95-1414

問い合わせ 市商工課(内線3525)

お知らせ

新規就農者を支援します

新規就農者などの農地取得・借入費用や農業用機械導入費用の一部を助成します。

対象者 市内の耕作農地で就農する認定新規就農者および経営開始後5年以内の認定農業者

対象経費 •農地の取得または賃借に要する経費

•農耕に要する小型管理機などの導入経費

問い合わせ 農林課(内線3550)

お知らせ

農畜産物の販路開拓を支援します

農畜産物の新たな販路開拓事業費の一部を助成します。

対象者 市内に事業所を有する農業生産者が組織する団体および組合

対象事業 •市外の展示会、見本市などに参加および出展する事業

•市外のアンテナショップの設置および運営事業など

問い合わせ 農林課(内線3553)

相談

相談あんない

●災害復興住宅融資の無料相談会

住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）は、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資（建設・購入の場合は当初5年間の金利0%）について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

とき	ところ
6月23日(金)・24日(土)	午前10時～午後4時
7月23日(日)・24日(月)	市役所5階市民サロン前

■・問 住宅金融支援機構お客様コールセンター

☎0120-086-353（通話無料）

午前9時～午後5時（祝日を除く）

問 市生活再建支援課（内線3955）

要電話予約

●「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅（借家を除く）の所有者が、平成26年4月の消費税率8%引き上げ以降に、住宅を建築・購入または補修（工事費が税抜100万円以上）し、その後居住する場合に、消費税増税分相当、最大約90万円（建築・購入時）の給付が受けられる制度です。

※次の場合は申請対象外となります。

被災時に住宅を所有していなかった場合／賃貸にお住まいだった場合／消費税率5%で建築・購入または補修を行っている場合

相談内容 給付の可否、申請書の記入方法、必要書類、作成済み書類の確認など

※会場では申請書の提出はできません。

とき	ところ
6月23日(金)・24日(土)	午前10時～午後4時
7月23日(日)・24日(月)	市役所5階市民サロン前

■・問 住まいの復興給付金事務局コールセンター

☎0120-250-460（通話無料）

午前9時～午後5時（土日・祝日を含む）

問 市生活再建支援課（内線3955）

●弁護士・社会福祉士による移動無料相談会

弁護士による相談内容

- ・離婚・家庭内暴力・被災ローン減免制度・金銭貸借・解雇・パパ活・未払い賃金など
- ・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣トラブルなど

社会福祉士による相談内容

- ・生活困窮・介護・物忘れが気になる・人間関係・ストレス・眠れないなどひとりで悩まず専門家にご相談ください。上記以外の相談も可能です。

とき	ところ	相談時間	相談担当者
6月20日(火)	仮設桃生中津山団地集会所 (桃生町中津山字八木48-1)	午後1時40分～4時	弁護士
6月28日(水)	仮設開成第8団地集会所 (開成1-63)	午後1時30分～4時	弁護士 社会福祉士

※予約者優先（当日相談也可）

※専門家との個別面談

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも専門家による無料相談ができます。
曜日により担当専門家が異なりますので、詳しくは法テラス東松島に問い合わせください。

■・問 法テラス東松島 ☎050-3383-0009

午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

問 生活再建支援課（内線3964）

●女性医師による女性の健康相談

女性医師が、女性の健康増進に関する相談、思春期や更年期の身体的・精神的不調、家庭や職場でのストレスなどで悩んでいる女性の相談に応じます。

とき 7月8日(土)午後2時～4時

ところ 労働会館（泉町二丁目5-26）

※仙台市内に住んでいる方、仙台市内に通学・通勤をしている方は、仙台市会場（エル・ソーラ仙台）でも相談を受けることができます。

■・問 宮城県女医会女性の健康相談室 ☎090-5840-1993

午前9時～午後5時（土日を除く）

問 県健康推進課 ☎022-211-2623

要電話予約

お知らせ

食品ロス削減へ運動実施中！



食品ロス削減のため「もったいない！食べきり！30・10運動」を実施しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

毎月10日・30日は、冷蔵庫をお片付けしよう！

冷蔵庫の中に、使いかけたまま忘れられた食材などはありますか。

毎月10日と30日をクリーンアップデーにして、賞味期限・消費期限の近い食品や肉・野菜・魚などの傷みやすい食材をチェックし、食べ忘れを無くしましょう。



食べ物のもったいないを減らすと、家計のもったいないも減らせるね！

問 廃棄物対策課（内線3374）

お知らせ

成人歯科健康診査が始まっています

申し込みをした方には受診票を送付しています。指定医療機関に直接予約の上、受診してください。申し込みをしていない方で受診を希望する場合は、健康推進課に連絡してください。

対象 40・50・60・70歳 ※年齢は平成30年3月31日を基準としています。

受診期限 平成30年1月31日(水)

問 健康推進課（内線2417）

募集

徘徊模擬訓練に参加しませんか

地域の方が認知症の方に、適切な声掛けや対応ができるようになることを目的に行う模擬訓練です。認知症の方が行方不明になったことを想定し、5人程度のグループで模擬捜索活動を行います。

とき 7月26日(水)午前9時～正午(受付開始 8時30分)

集合場所 総合体育館

対象 一般市民（中学生以上）

定員 100人程度

申込期限 7月14日(金)

申込方法 地区を担当する地域包括支援センターへ電話で申し込んでください。

地区	担当	電話番号
石巻・中央	中央地域包括支援センター	21-5171
稻井・住吉	稻井地域包括支援センター	93-8166
蛇田	蛇田地域包括支援センター	92-7355
山下・釜・大街道	山下地域包括支援センター	96-2010
渡波・萩浜	渡波地域包括支援センター	25-3771
湊	湊地域包括支援センター	90-3146
河北	河北地域包括支援センター	61-1252
雄勝	雄勝地域包括支援センター	61-3732
河南	河南地域包括支援センター	86-5501
桃生	ものう地域包括支援センター	76-5581
北上	北上地域包括支援センター	61-7023
牡鹿	牡鹿地域包括支援センター	44-1652

問 介護保険課（内線2437）

お知らせ

徘徊高齢者にQRコードラベル発見時の連絡スムーズに

徘徊高齢者の衣服などに貼っていれば、発見した方がそのQRコードを携帯電話で読み取ることで、家族などに直接メールができるラベルを無料配布（1人20枚）します。徘徊高齢者SOSネットワーク事業の一環です。事前登録が必要なので、担当のケアマネジャー、各地域包括支援センターまたは介護保険課に相談してください。

本人



発見者



家族など



問 介護保険課（内線2437）

イベント

石ノ森萬画館第66回特別企画展 「名探偵コナン原画展」7月5日から

石ノ森萬画館で初の名探偵コナン原画展を開催します。連動企画として青山剛昌先生書き下ろしの「名探偵コナン×サイボーグ009」コラボグッズを販売します。カフェでは特別メニューも期間限定で登場します！
と き 7月5日(水)～10月9日(月・祝)
ところ 石ノ森萬画館2階企画展示室
料 金 大人800円、中高生500円、小学生200円、未就学児童無料（常設展示の観覧含む）
問 石ノ森萬画館 ☎96-5055、市觀光課（内線3537）

お知らせ

川開き祭りに 露店を出店される皆さんへ

平成25年8月に京都府福知山市の花火大会で多数の死傷者を出す火災が発生したことを受け、石巻川開祭実行委員会は、より一層安全なお祭りの実行に努めています。

露店を出店予定の方は、石巻消防署予防係にあらかじめ必要書類を提出の上、火災予防に努めてください。

〈露店からの出火防止について〉

- ①対象火気器具などは安全な場所に設置する
 - ・対象火気器具など（ガソリン、灯油、LPG、炭などを使用する器具や発電機）は、建物や可燃物から離して設置し、常に周囲の整理整頓に努める。
- ②対象火気器具などは安全に使用する
 - ・対象火気器具などは転倒や落下する恐れのないように使用する。
 - ・機器の接続などは確実に行い、劣化の進んだ物などは使用しない。
 - ・発電機や燃料の取り扱いには十分に注意する。
- ③必ず消火準備をする
 - ・火災の発生に備え、対象火気器具などの近くに消火器を備える。

火災が発生したら、初期消火と119番通報を！！

※詳しくは石巻消防署予防係までご連絡ください。

問・問 石巻消防署予防係 ☎95-7112

問 石巻川開祭実行委員会火災予防部（市役所内、内線4252）

募集

第3回「環境市民講座」受講生募集

海岸の清掃活動（ビーチクリーン）を実施し、海のごみについて学びます。
と き 7月15日(土)午前10時
ところ 北上町十三浜大室漁港
対 象 市内在住または市内に通勤、通学している小学生以上の方（小学校3年生以下は保護者同伴）
定 員 30人〔先着〕
申込方法 はがきに受講希望の旨、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業（学校名）、電話番号を記入の上、郵送してください。（FAX、Eメールも可）
申込期限 7月10日(月)
問・問 ☎986-8501（住所不要）環境課（内線3368）
 FAX22-6120
 ☐ isenv@city.ishinomaki.lg.jp

募集

無料経営相談会開催

地域産業を担う会社経営者や個人事業者の経営課題の解決のため、専門家による無料相談会を開催します。無料訪問相談も可能です。
と き 6月28日(水)、7月19日(水)、8月24日(木)
 ①午前10時～正午 ②午後1時～3時
 ※9月以降も平成30年3月まで9回開催予定
ところ 石巻ルネッサンス館1階アドバイザールーム（開成1-35）
定 員 各時間帯につき1組、無料訪問相談も同様
申込方法 電話、FAXまたはホームページから申し込みください。
問・問 「I-Biz」ISSビジネスサポートセンター（石巻産業創造内）
 ☎98-8782・FAX93-9397
 URL <http://www.iss-net.jp/>
問 市産業推進課（内線3547）

募集

市政教室の参加者募集

定 員 17人〔先着〕 ※初めての方優先

参 加 費 無料（昼食は各自負担）

受付開始 6月19日(月)午前8時30分(土日を除く)

注意事項 •車でお越しの方は、総合運動公園内駐車場をご利用ください。
 •悪天候などにより、コース内容などが変更または中止になる場合があります。

要電話予約

と き	7月25日(火) 午前9時50分～午後4時	7月27日(木) 午前9時50分～午後4時
見 学 先	○石巻浄化センター ○復興まちづくり情報交流館「北上館」 ○いしのまき元気いちば(昼食各自) ○(株)白謙蒲鉾門脇工場 ○国指定名勝「齋藤氏庭園」	○津波避難タワー ○石巻魚市場 ○いしのまき元気いちば(昼食各自) ○復興まちづくり情報交流館「中央館」 ○石巻東消防署
集合場所	①市役所5階市民サロン ②総合運動公園内バス駐車場(南境)	午前 9時50分 午前10時10分

問・問 秘書広報課（内線4023・4024）

お知らせ

まちづくり懇談会 開催申し込み受付中

市政の課題、施策などを市民の皆さんへ報告し、市政の浸透を図るとともに、皆さんからいただいたご意見などを市政に反映させることを目的として、町内会（行政区）、各種団体などを対象に、市長が出席するまちづくり懇談会を実施しています。

町内会（行政区）、各種団体の皆さんからの開催申し込みをお待ちしています。申し込みにあたり調整が必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。

問・問 秘書広報課（内線4023・4025）

お知らせ

「子どもの人権110番」強化週間で 相談時間延長

仙台法務局は6月26日(月)から7月2日(日)までの全国一斉「子どもの人権110番」強化週間に合わせ、時間を延長して相談電話を開設します。

と き 6月26日(月)～30日(金) 午前8時30分～午後7時
 7月1日(土)・2日(日) 午前10時～午後5時

相談内容 いじめ、体罰、児童虐待、子どもを巡るさまざまな人権問題

専用電話 ☎0120-007-110（通話無料）

問 仙台法務局人権擁護部 ☎・FAX022-225-5743

募集

石巻市都市計画審議会委員の募集

委員の任期満了に伴い、新たに委員を募集します。

任 期 選任の日～平成31年8月7日

募集人数 3人

応募資格

- ・市内に1年以上在住し、18歳以上の方で、まちづくりに関心のある方
- ・市職員、議員および他の付属機関の公募委員でない方
- ・任期中、年4回程度の会議（平日の日中）に出席可能な方

応募方法

これから市のまちづくりに対する思いについて800字程度にまとめ、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記載して、持参、郵送、FAXまたはEメールにより提出してください。

応募期間 6月15日(木)～7月18日(火)必着

選考方法 書類により選考します（面接実施の場合あり）。

問・問 ☎986-8501（住所不要）都市計画課（内線5627）

FAX23-4345 ☐ iscplan@city.ishinomaki.lg.jp

お知らせ

シルバー人材センター入会説明会

市内に居住する60歳以上で、健康で働く意欲のある方ならどなたでも会員になります。

と き 6月21日(水)・28日(水) 午前9時

ところ シルバー人材センター（南中里三丁目14-3）

入会時に必要なもの

年会費（3,000円）、印鑑、健康保険証、七十七銀行の通帳

問 (公社) 石巻市シルバー人材センター ☎94-3683

市商工課（内線3523）

表記の見方

申

申し込み

問

問い合わせ

✉

Eメール

〔先着〕

先着順

〔抽選〕

申し込み多数のときは抽選

電話番号
案内

市役所 ☎95-1111 河北総合支所 ☎62-2111 雄勝総合支所 ☎57-2111 河南総合支所 ☎72-2111
 桃生総合支所 ☎76-2111 北上総合支所 ☎67-2111 牡鹿総合支所 ☎45-2111
 渡波支所 ☎24-0151 稲井支所 ☎95-2171 萩浜支所 ☎90-2111 蛇田支所 ☎95-1442

市のホームページを携帯やスマートでも見られます

バーコードを読み取って簡単に確認！※機種によってアプリが必要な場合があります。
 通信料金がかかります。

携帯電話用

スマート用

QRコード

スマート用

QRコード

スマート用

QRコード

秘書広報課（内線4784）



石巻市役所 ☎986-8501 宮城県石巻市穀町14-1

開庁時間 午前8時30分～午後5時 ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

発行 石巻市総務部秘書広報課（内線4025・4784）FAX 0225-23-4340

☎ 0225-95-1111

FAX 0225-22-4995

次回発行は平成29年7月1日の予定です。

編集/制作 三陸河北新報社